附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

省　令

○厚生労働省令第七十五号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百九十九号）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第十二条第一項及び精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）第二条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）	（令第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）
第六条の二　（略）	**第六条の二**　（略）
2　令第十二条第一項の厚生労働省令で定める額は、第五条の二の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあつては一万三千二十円とし、前項に規定する場合にあつては一万三千九百八十円とする。	2　令第十二条第一項の厚生労働省令で定める額は、第五条の二の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあつては六千三百六十円とし、前項に規定する場合にあつては六千八百三十円とする。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）	（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
2　令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあつては一万四千八十円とし、前項に規定する場合にあつては一万四千百六十円とする。	2　令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあつては一万三千百二十円とし、前項に規定する場合にあつては一万三千百九十円とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月二十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を、別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めるものとする。

附　則

この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

別表　国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

様式第5（第7条関係）

改正後		改正前	
報告年月日		報告年月日	
報告番号	（注1）	報告番号	（注1）